

省エネ家電・機器買い換え促進による生活者支援事業業務委託
公募型プロポーザルの質問への回答

番号	質問	回答
1	<p>実施要領記載の「委託料の支払は実績によります」とはポイント等交付原資およびポイント発行手数料のみならず、業務運営にかかる全ての経費（人件費、広報費、システム費等）を含めた委託料全体が対象でしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 委託料の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とします。</p>
2	<p>R7年度事業実施時のコールセンターの入電数実績を月次ごとにご教示お願いします。（●月●件・・・）また、期間中のオペレーター配置人数を月次ごとにご教示お願いします。（●月●名・・・）</p>	<p>入電数実績： 把握していません。 オペレーター配置人数： 本プロポーザルは、各提案者の業務運営体制やノウハウ等を踏まえた提案内容を評価する趣旨で実施していることから、令和7年度事業のオペレーターの月別配置人数等の詳細な体制については、回答を控えます。仕様書案や令和7年度事業の申請件数（質問番号4の回答）等から人員配置を検討のうえ、ご提案ください。</p>
3	<p>交付するキャッシュレスポイントは1ポイント=1円相当の等価交換（受取額が額面相当額）であることが前提という認識で間違いありませんでしょうか。また、トヤマカードはR7年度同様にポイント相当額に10%上乗せの受取額面となる想定でしょうか。（例：10,000ポイントで11,000円相当に交換）</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

4	<p>R7 年度実施事業における申請総数と交付金額を券種ごとにご教示ください。</p> <p>(キャッシュレスポイント●件●円、トヤマカード●件●円、商品券●件●円)</p> <p>また、R7 年度事業の受付期間中における月次ごとの申請実績数をご教示ください。(●月●件・・・)</p>	<p>申請総数：8,100 件</p> <p>交付金額：</p> <p>キャッシュレスポイント 5,825 件 190,973,000 円</p> <p>トヤマカード 727 件 6,210,000 円</p> <p>商品券^(※) 1,106 件 1,106,000 円</p> <p>月次ごとの申請実績数：</p> <p>5 月 107 件 ※5 月 26 日～</p> <p>6 月 1,298 件</p> <p>7 月 1,918 件</p> <p>8 月 1,779 件</p> <p>9 月 1,889 件</p> <p>10 月 1,109 件</p> <p>(※)商品券：JTB ナイスギフトカード 1,000 円分 (LED 照明器具の購入者のみ選択可能)。以下同じ。</p>
5	<p>R7 年度事業での商品券等発送総数をご教示ください。(商品券●件、トヤマカード●件) また、券種ごとの交付数をご教示ください(商品券千円券●枚、商品券 5 千円券●枚、トヤマカード 100●個、トヤマカード 50●個) あわせて、受取人不在に伴う保管期限切れにより返送される商品券の対応についての県の方針と、使用する発送用封筒は受託者作成か、県支給の封筒を利用するのかどうかご教示ください。</p>	<p>商品券等発送総数：</p> <p>トヤマカード 727 件</p> <p>商品券 1,106 件</p> <p>券種ごとの交付数：</p> <p>トヤマカード 100 515 件</p> <p>トヤマカード 50 212 件</p> <p>商品券 1,106 件</p> <p>保管期限切れにより返送される商品券の対応：</p> <p>郵送方法を含め、受託者と協議のうえ決定します。</p> <p>発送用封筒：</p> <p>受託者にてご用意いただきます。</p>
6	<p>令和 7 年実施事業におけるポイント原資予算に対する消化率、ポイント未交換件数、未交換額についてご教示ください。あわせて、未交換者への勧奨方法や回数についての県の方針とポイントの未消化が見込まれる場合に「12/25 の交付申請受付期間」を延長する可能性があるかご教示ください。</p>	<p>当初ポイント原資予算に対する消化率：92%</p> <p>交付対象のうち、ポイント未交換だったもの：</p> <p>84 件、1,204,000 円</p> <p>未交換者への勧奨方法：</p> <p>申請・審査状況に鑑みて協議の上決定します。</p> <p>交付申請の受付期間の延長の可能性：</p> <p>延長は考えていません。</p>

7	R7 年度事業実施時の参加店舗数、店舗向けマニュアル、申請用チケット、ステッカー、POP の各作成実績数、および今回県で想定されているそれぞれの作成部数をご教示ください。	参加店舗数：681 店舗 店舗向けマニュアル：データ提供のみ 申請用チケット：65,000 枚 ステッカー：900 枚 POP：5,000 枚 今回の作成数見込： 上記令和7年度の実績を基に、ご提案ください。
8	R7 年度事業実施の際の FAQ、参加店舗の情報は契約者に共有いただけますでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書には「ポイント等の交付申請手続きは専用フォームによるオンライン申請により受け付けること」とありますが、オンライン申請が難しい方への対応についての県の方針をご教示お願いいたします。	基本的には、申請者の家族や参加店舗などの補助を受けつつ、申請者自らオンライン申請を行っていただくこととしておりますが、どうしても申請が困難な場合は郵送により申請いただいた事例（第3弾で十件程度）があります。具体的な対応は受託者と協議のうえ決定します。
10	ポイント等交付申請の受付期間は12/25までとされておりますが、購入者がメールで交付されたポイントの交換期限（希望するキャッシュレスポイントへの交換手続き期限）は一律で全員同じ期限に設定するのか（その場合はいつ頃に設定する想定か）、交付時期に応じてその都度交換期限を設定するのか県の方針をご教示お願いします。	受託者と協議の上、申請・審査状況を基に、一律で設定することとします。
11	TOYAMA ONE Wallet を扱うことは必須条件と考えてよろしいでしょうか。その場合のポイントの調達・交付方法と関連して必要となる経費についてご教示お願いいたします。	TOYAMA ONE Wallet の取り扱いは必須です。 ポイントの調達・交付方法については経費も含めてご提案ください。 なお、TOYAMA ONE Wallet の保守運用業者の連絡先をご希望の場合は、その旨メール（宛先：akankyoseisaku@pref.toyama.lg.jp）でお知らせください。

12	キャッシュレスポイントの種類は仕様書に記載されている7種が必須で、限定されているのでしょうか、他の類似ポイントへの置き換えや更に追加して提案をしても問題がないのかどうかご教示をお願いします。	仕様書に記載の7種類のキャッシュレスポイントの取り扱いは必須です。上記7種類以外のキャッシュレスポイントの追加について、提案を妨げるものではありません。
13	仕様書内で交付するポイント等の種類について指定がありますが、記載されているもの以外のポイントメニューを追加することは可能でしょうか。	仕様書に記載の7種類以外のキャッシュレスポイントの追加について、提案を妨げるものではありません。